

「盛土等安全確保アドバイザー」 会議（第4回）

令和3年11月2日（火） 9:00～

本日のスケジュール



1. 開会の挨拶

2. 議 題

- ・第3回アドバイザー会議での意見とその対応について
- ・パブリックコメントでの意見とその対応方針について
- ・鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例(案)について(最終とりまとめ)
- ・盛土等の安全確保に係る技術基準(案)について(最終とりまとめ)
- ・今後の予定

3. 議 論

4. 閉会の挨拶

【条例（案）】

番号	意見	対応(案)
1	・盛土等の対象規模について、高さ5m以上の盛土等の場合は、「面積によらず」という言葉を頭につけると、より分かりやすくなるを考える。	・「面積に関わらず高さ5m以上」へ修正する。

【技術基準】

番号	意見	対応(案)
1	・盛土の規模にもよるが、地すべりの場合、山から亀裂が発生して盛土に影響することもあるので、盛土の施行後の点検項目に盛土周辺の変状状況の追加を検討すること。	・定期点検のチェックリストに追加する。
2	・盛土と仮置き土の技術基準は別々の表にまとめた方が分かりやすい。	・盛土と仮置き土の技術基準は別々にまとめる。
3	・軟弱地盤の盛土、地山勾配15度以上の傾斜地地盤上への谷埋め盛土は、盛土高さによらず、安定計算をした方がよい。	・軟弱地盤や傾斜地地盤上の谷埋め盛土は、「盛土高さに関わらず安定計算を行う」こととする。

2

余白

 鳥取県

余白

条例案について、県民からの意見を幅広く募集するため、パブリックコメントを実施

項目	内容
意見募集期間	・令和3年10月8日（金）～10月22日（金）
閲覧・配架方法	・県のウェブサイト又は県民参画協働課、中部・西部総合事務所県民福祉局、日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館、市町村役場の窓口。
意見提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・県民参画協働課、中部・西部総合事務所県民福祉局、日野振興局、東部・八頭庁舎及び県立図書館、市町村役場の窓口等に設置した意見箱へ投函 ・郵送、ファクシミリ又は電子メール（様式は自由） ・住まいまちづくり課ホームページ応募フォームより提出
県民参画電子アンケート	・条例骨子案について、県民から幅広く意見を聴取するため、パブリックコメントと併せて、電子アンケートも実施
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・県ウェブサイト（10/8～10/22） ・新聞掲載（10/9）日本海新聞 1紙 ・報道機関への資料提供

○ パブリックコメントの結果概要

応募意見:146件（締切日以後に提出された意見はない。）

うち風力発電事業に係る意見123件(全体の85%)

○ 意見の概要

- ・条例制定により新たな規制を行うこと自体に**反対する意見はなかった。**
- ・**風力発電事業に対して、規制強化**を求める意見が85%を占めた。
（123件のうち、66件は署名だけが異なる同じ文面(次項に集約)の意見）
- ・許可後の継続した監視や中間・完了検査を確実に行うこと等により**不適切な盛土等の防止を求める意見**やより**厳しい罰則を求める意見**があった。
- ・事業者からは、規制の対象を斜面地に限定することや定期報告、保証金等の**負担軽減を求める意見**があり、**条例案の修正**を行うことにした。

【条例に反映した意見：4件】

主な意見	対応案
保証金の一括預託は事業者にとって負担が大きい。事業進捗に応じた分割預託を可能にするべき。	個人事業者及び中小企業者は 分割預託を認める 。 (工事期間が3年を超えるものは、初年度全体額の1/2を預託し、残額を毎年均等に預託)
平坦地となる盛土を行う場合、事業完了後10年間の定期報告は事業者にとって過度な負担ではないか。	周囲に対し高低差が1 m以内になるものは許可不要とする。
都市計画法で、高さ1 m以上の盛土には擁壁設置を義務付けられており、条例より厳しい規制を受けている。平野部の宅地開発まで条例で規制する必要はないと考える。	平坦地で都市計画法の許可を受けて行う宅地造成のうち 高低差の生じる箇所を高さ2 m以内のL型擁壁、重力式擁壁等強固な構造物で保護するものは同法の許可書を添付した届出を行うことにより条例の許可を受けたものとみなす。 (手数料も不要)
採石法により採取・精製した砕石、産業廃棄物をリサイクルした再生砕石・再生土砂は、注文に対応しやすい平野部(採石・産廃の許認可区域外)に仮置きしているが、こういった平坦地での製品仮置きを規制する必要があるのか。	採石法など関係法令により 仮置きを的安全性を審査するもの、平野部の広い敷地で敷地外への影響が全く及ばないもの (事前協議により現地で安全を確認)は、許可不要とする。

【風力発電事業に関する意見：123件】

主な意見	回答案
土砂災害警戒区域、軟弱地盤も規制対象に加えるべき	軟弱地盤等に対応する技術基準を設け、許可申請、中間検査、完了検査など各段階において、技術基準の適合を審査することにより安全性を確認する。
事前説明の対象とする近隣関係者は、事業影響の可能性のある全ての住民、自治会とすべき。	条例は、土砂災害を防止するため、斜面における不適切な事業を防止することを目的としているので、事業説明対象近隣関係者に、事業影響の可能性のある全ての者を対象にすることまでは考えていない。
災害リスクのある住民の同意・承認が必要としていただきたい。近隣関係者の住民投票を求める。	条例は、土砂災害を防止するため、斜面における不適切な事業を防止することを目的としているので、住民同意・住民投票を許可要件にすることまでは考えていない。
保証金は、災害に係る生活復旧費用の全額にする他、原状復旧を義務付けること無理なら、許可をした県が責任を持って保証していただきたい。	事業に起因する土砂災害は、事業者が全ての民事上の責を負うものであり、生活復旧費用は被害者から事業者に請求すべきものである。条例の保証金は、事業に問題が発生した場合に現地の復旧・保全費用に充てるために預託を求めるもので、生活復旧費用を保証金の対象とすることは考えていない。
土地所有者では、事業が適切なのか判断が難しいので、原子力発電所と同様に、県・市が介入する仕組みにすること。	条例は土砂災害の防止を目的としているので、土砂災害防止の範囲を超える土地所有者の判断にまで関与することはできない。

【その他の意見：19件】

主な意見	回答案
残土処分場は、用地費、地元調整費等の先行投資が必要。保証金は、事業者負担が大きく、県で無担保・無利子の融資制度を検討できないか	新たな無担保・無利子の融資制度を創設する考えはないが、県の制度融資により、保証金も運転資金として借入可能なので金融機関、鳥取県信用保証協会等にご相談いただきたい。
無秩序な盛土を防止するには監視体制が重要。レーザーを活用したリモート監視をしてはどうか。	条例では、巡視員による監視体制を設けることにしているが、ご提案をいただいたリモート監視については今後検討してみたい。
業者が10年ぐらい前から埋立をしている現場がある。土砂が流出しないか不安がある。	既存盛土であっても、一定条件を満たすと許可申請が必要となり技術基準への適合を審査する他、定期巡視による監視を行う。条例違反があれば、指導、命令等の措置を行い、罰則を適用する。
盛土を行う現場には、看板を設置して一般に周知する必要があるのではないか。	条例では、許可事業区域に公衆の見やすい場所に事業内容等を示す標識設置を義務付けている。
熱海市で崩壊した盛土には産業廃棄物が混入していたとされているが、条例でも工事中に検査をするべきではないか。	条例では、中間・完了検査及び定期報告の各段階で現地検査を行い、不適切な盛土を防止することになっている。

余白

余白

○実施期間：令和3年10月8日～10月22日（パブリックコメントと同じ期間）

○対象：県民参画電子アンケート会員 681名

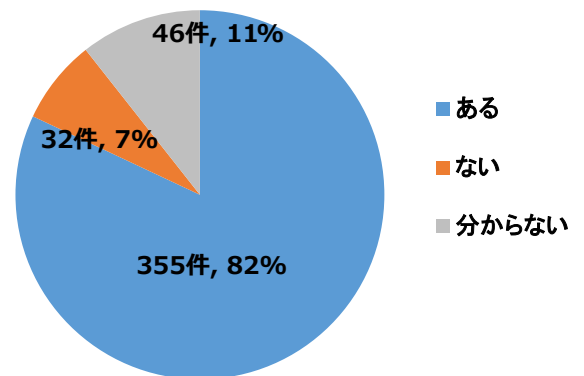
○回答者数：433名（回答率 63.6%）

○結果の概要

- ・盛土等の施工及び斜面地の工作物設置の規制が必要という回答が9割に及ぶなど、**盛土問題に係る県民の関心は高い。**
- ・不適切な盛土の発生要因になりやすい建設発生土搬出の規制、不測の事態に備えた保証金預託制度についても、必要という意見が多数であった。
- ・一方で、「規制内容は専門外でわからない」、「盛土等の現場が身近にない」といった回答が7割を占めている。
- ・県内で土砂災害の不安があるかという問いに対しては、「**太陽光発電事業所に不安を感じている**」といった自由記載の意見が多数寄せられた。

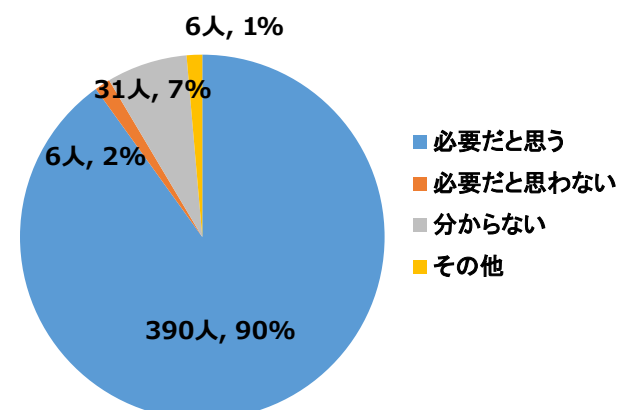
【不適切な盛土問題への関心】

Q1：令和3年7月に静岡県熱海市で不適切な盛土に起因すると考えられている土砂災害が発生し、全国的に不適切な盛土をどのように防止するかが課題となっています。このことについて、**関心がありますか。**



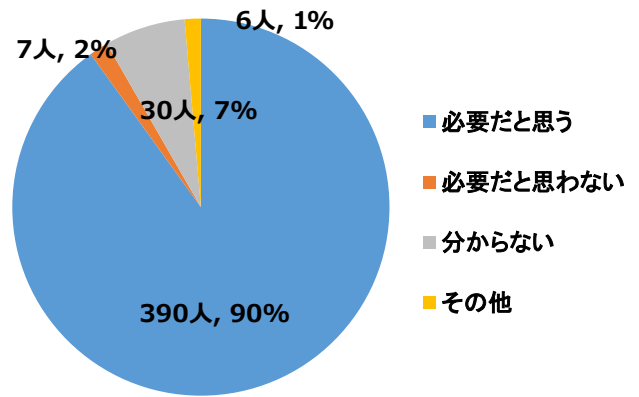
【盛土等規制の必要性】

Q2：静岡県熱海市で発生した土砂災害のような災害を防止するため、条例を制定し、**盛土等の施工を許可制**にすることを検討しています。このような条例を制定することが**必要**だと思いますか。



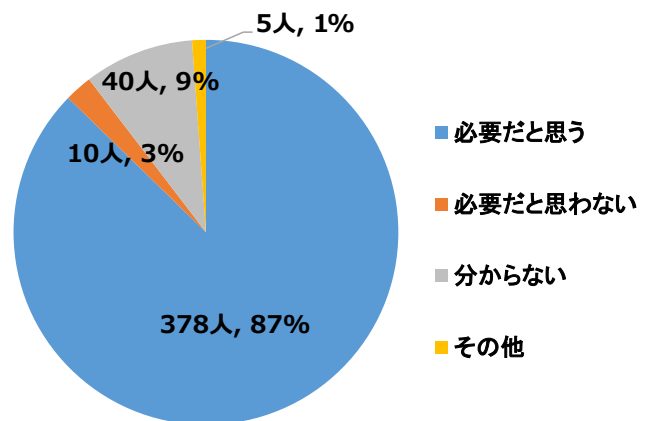
【工作物設置規制の必要性】

Q3：近年、斜面地に設置された太陽光発電施設等の工作物の設置に起因して、土砂流出や工作物が崩落する事故が全国的に発生しています。盛土等を許可制にすることに合わせ、**斜面地における工作物（太陽光発電施設や風力発電施設など）の設置を許可制**にすることを検討しています。斜面地における工作物の設置を許可制にすることが**必要**だと思いますか。



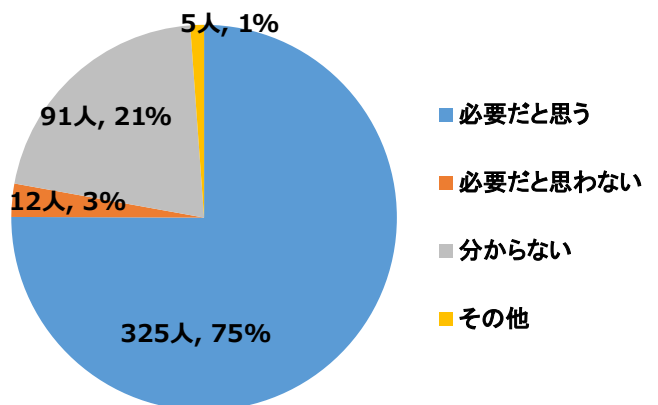
【建設発生土搬出規制の必要性】

Q4：不適切な盛土を防止するため、盛土に使用される**建設発生土の建設現場からの搬出を許可制**にする（適切な搬出先があることを確認する）ことを検討しています。建設発生土の搬出を許可制にすることが**必要**だと思いますか。



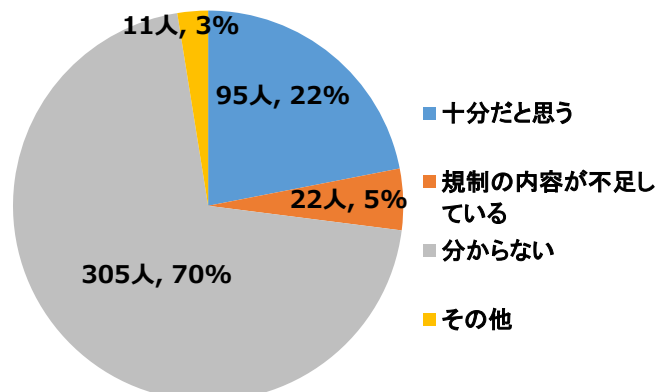
【保証金制度の必要性】

Q5：盛土等及び斜面地における工作物の設置を許可するにあたって、斜面の崩落、工作物の放置などの**不測の事態に備え**、崩落土砂や放置工作物の撤去、その他の防災対策に要する費用に充てるため、事業者が金融機関に**保証金を預託**する仕組みを設けることを検討しています。この仕組みが**必要**だと思いますか。



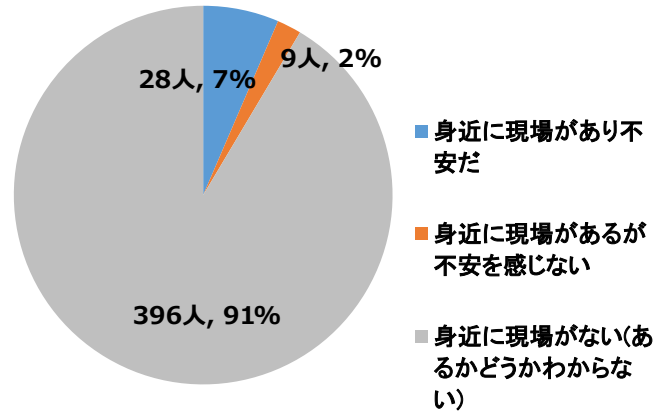
【規制の内容】

Q6：条例による**規制の内容は十分**だと思いますか。



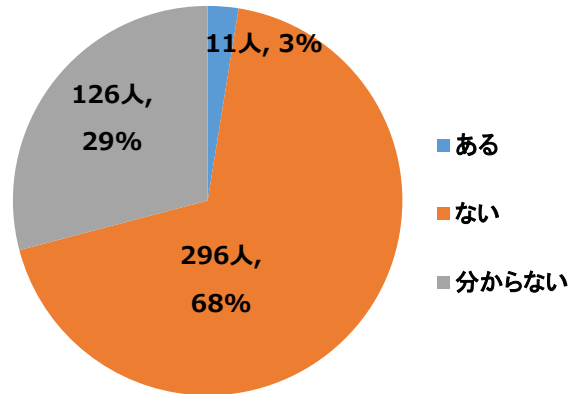
【身近な土砂災害の不安】

Q7：盛土等や斜面地における工作物の設置が行われている現場があるなど、**身近に災害や事故の不安を感じる**ことがありますか。



【土砂流出の事案】

Q8：土砂災害の原因と考えられている静岡県熱海市で行われていた盛土のような事案や斜面地に設置された工作物が原因で**土砂流出等**が発生している事案を**県内で見聞きした**ことがありますか。



【自由記載の意見】

項目	内容	対応案
条例骨子案	形式的な運用にならないよう、常に事業者に対して調査を行うなど、安全目的であることを意識してほしい。	条例では、許可申請、中間・完了検査及び定期報告の各段階で技術基準を設け、基準適合を審査・現地検査をする他、定期巡視により斜面の安全性を確認することになっている。
	条例を制定しても、 監視監督が大事 であり、それが無ければ、不法埋設は無くならない。	
	条例の必要性は認識するが、 中小業者の負担が大きく 、業界の萎縮に繋がる。	
規制の強化	許可を受けた業者に対して、 定期報告の他に、抜き打ちで検査するなどの措置 を取る必要もあるのではないかと。	条例では、巡視員による定期巡視を行い、抜き打ちでの検査など厳正に対処することとしている。
	盛土予定地の規模に応じて、 事業者毎に搬入土砂の容量規制 が必要。	事業者毎に土砂搬入量を規制することは考えていないが、定期報告で土砂搬入量、盛土の技術基準適合への審査・検査を行うことにしている。
	他の隣接県から 持って来られた場合の対処方法 はどの様にするのか。	盛土等及び建設発生土搬出の許可制度により、他県との搬入・搬出を確認・検査できるようにしている。
	防災マップへの記載 地域と情報共有 が必要ではないかと。	許可を受けた事業については、電子地図で位置情報を管理・公表することにする。

【自由記載の意見】

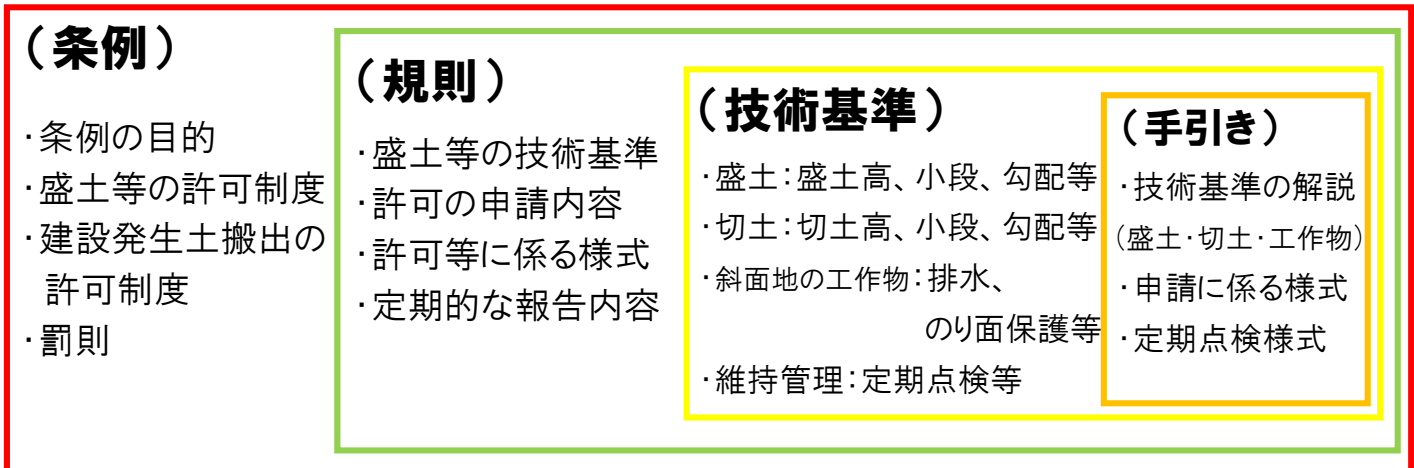
項目	内容	対応案
規制の強化	許可制チェック、審査の中に、 住民の計画把握、意見等の組み込み はないのか。	条例では、近隣関係者に事前説明を義務付けている。
	罰則付き の条例にしてもらいたい。	条例違反者には、指導、命令等の措置を行い、罰則を適用することになっている。
不安のある現場	旧ゴルフ場跡に設置された太陽光発電事業所の敷地が崩壊しないか不安	条例施行日前に工事完了した事業であっても、事業者には、斜面の安全確保、災害発生防止の措置を義務付けている。こうした措置が不十分な場合は、条例に基づき指導、助言を行い、事業者に対策措置を求めることにしている。
	住宅地に近い、傾斜地の田畑であったところに太陽光発電が設置されて以降、大雨が降ると、石垣部分の隙間から、滝のように水が噴き出すようになった。	
	太陽光発電事業所では、ブルーシートで斜面を保護しているのが見えている。今夏の大雨で崩れているのが分かるので不安。	
	太陽光発電事業所が崩壊すると住宅被害や更なる環境破壊につながるのではないかと心配している。	
	太陽光発電事業所は、いつか崩れると思っていたが、少し前の豪雨で崩れていた。今後は心配である。	

余白

余白

条例	・目的とする一定の法的な秩序を実現するために制定されるもの。 ・一定の義務の履行確保措置や義務違反に対する制裁措置を設け、その実効性を担保する。
規則	・条例を施行するために必要となる事項を定める。
技術基準	・条例及び規則に基づく、特定事業の施行に係る技術上の審査を定める。
手引き	・事業者向けに技術基準を分かりやすく解説したもの。

【条例・規則・技術基準・手引きの関係】



目次

第1章 総則(第1条 ～ 第5条)

(目的、規制の対象とする行為、県・事業者・土地の所有者等の責務)

第2章 盛土等及び斜面地の工作物の許可制度(第6条 ～ 第20条)

(近隣関係者への説明、中間・完了検査、定期報告、保証金の預託)

第3章 建設発生土搬出の許可制度(第21条 ～ 第25条)

(建設発生土搬出の許可、処分結果の報告)

第4章 雑則(第26条 ～ 第33条)

(巡視活動、報告の徴取及び立入調査、指導・助言、勧告・公表、命令)

第5章 罰則(第34条 ～ 第37条)

第1章 総則(第1条 ~ 第5条)

1 目的(条例第1条)

盛土及び切土(以下「盛土等」)の施工、斜面地の工作物の設置並びに建設発生土の搬出の適正化に関して必要な事項を定めることにより、斜面の安全の確保、災害発生防止、並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図り、もって県土の秩序ある利用及び県民の生活の安心・安全を確保することを目的とする。

2 規制の対象とする行為(条例第2条)

(1) 一定規模以上の盛土等を行う行為

◎対象規模は「面積2,000㎡以上、かつ高さ1m以上」又は「面積に関わらず高さ5m以上」の盛土等。

◎対象の盛土等は、残土処分場、宅地開発、工作物の敷地造成、土砂の仮置き等

(2) 斜面地に一定規模以上の工作物を設置する行為

◎対象規模は、「面積300㎡以上」又は「高さ15m以上」の工作物

◎傾斜度が15度を超え、かつ高さが5mを超える斜面地及びその周辺の土地における工作物の設置を規制し、傾斜度が30度を超える斜面地は工作物の設置を禁止

◎対象の工作物は、太陽光発電施設、風力発電施設等

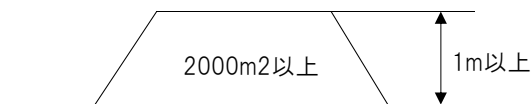
(3) 一定規模以上の建設発生土の搬出

◎対象は、「土量500㎡以上」の建設発生土の搬出

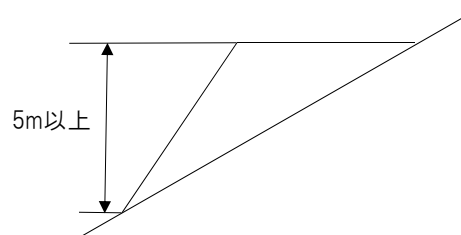
【規制の対象となる行為】

(1) 盛土 ※仮置き土も対象

①「面積2,000㎡以上、かつ高さ1m以上」

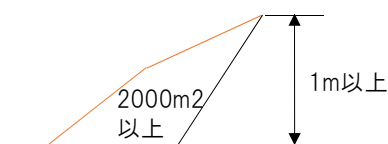


②「面積にかかわらず高さ5m以上」

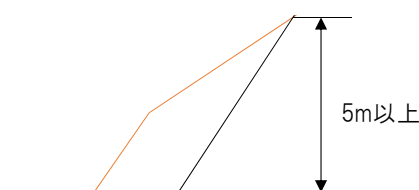


(2) 切土

①「面積2,000㎡以上、かつ高さ1m以上」



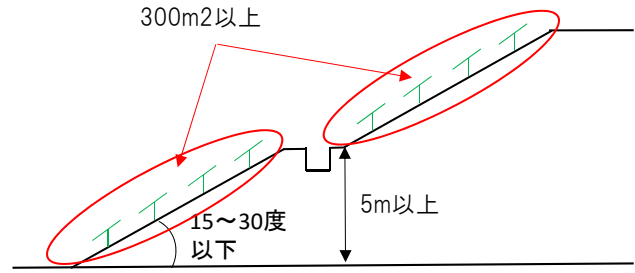
②「面積にかかわらず高さ5m以上」



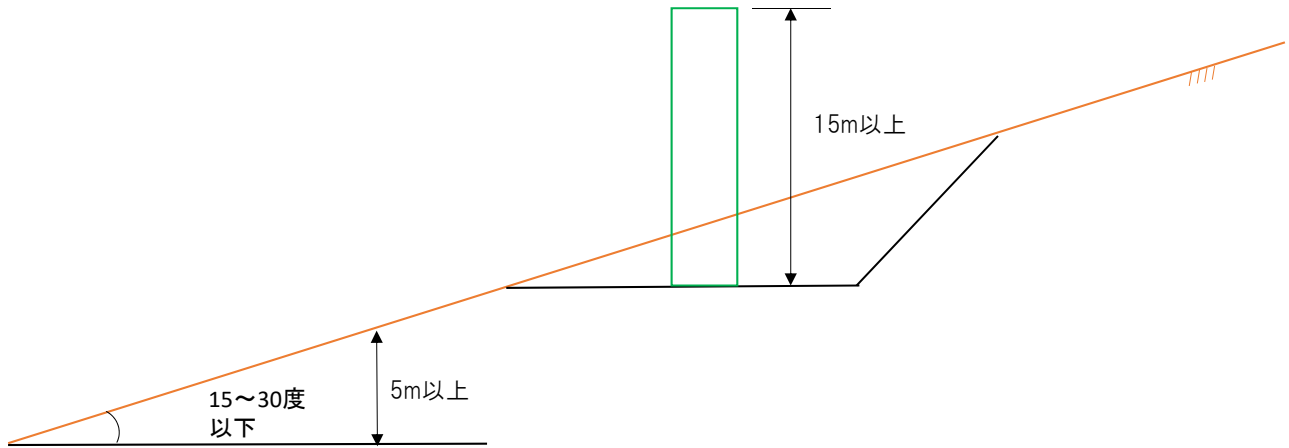
【規制の対象となる行為】

(3) 工作物

- ①「水平投影面積300m²以上」
(傾斜度15度 < θ < 30度, 高さH ≥ 5m)



- ②「高さ15m以上」
(傾斜度15度 < θ < 30度, 高さH ≥ 5m)

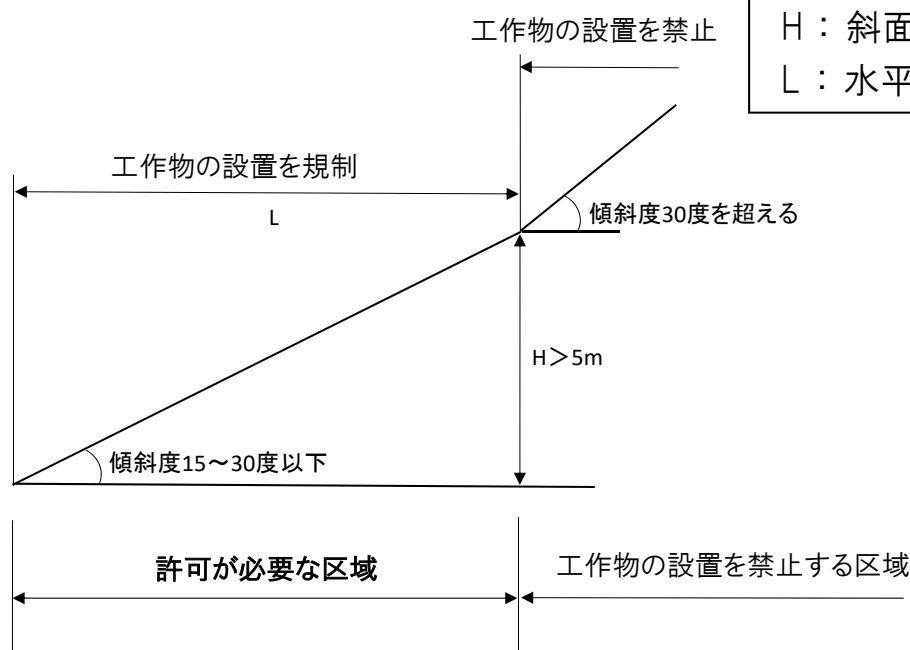


余白

余白

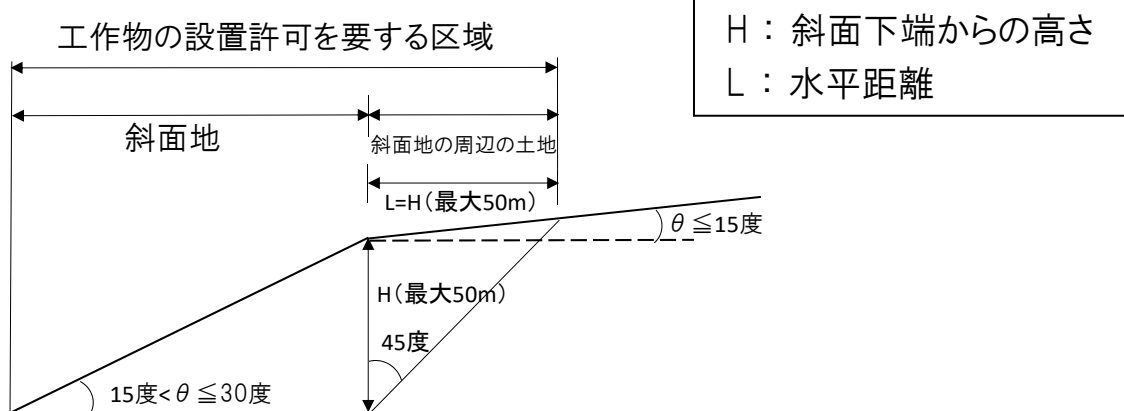
工作物の設置の許可を要する区域について

自然斜面の傾斜度が15度を超え、30度以下であり、かつ高さが5mを超える斜面地へ工作物を設置する場合、工作物の設置許可を要する。



工作物の設置の許可を要する区域について

・下記に示す範囲について、工作物の設置許可を要する。



○斜面上端直下からの主動崩壊角が45度以内^(※1)の位置(L ≤ H)は、工作物の設置の許可を要する。

(※2)

○斜面地の周辺の土地Lの最大は、50mとする。

参考文献:(※1)地盤力学 7-2地盤の安定解析法、
(※2)がけ崩れ対策の手引き-急傾斜地崩壊対策事業の実務-平成16年版

第1章 総則（第1条 ～ 第5条）

3 県、事業者及び土地の所有者等の責務（条例第3条～第5条）

- ・県は、条例の目的達成に必要な措置を適切にかつ円滑に講ずるとともに、市町村と連携を図る。
- ・事業者は、上記の対象規模以上の盛土等の施工及び斜面地における工作物の設置にあたっては、斜面の安全に係る技術基準を遵守し、災害発生の防止などの措置を講じることとする。
- ・土地の所有者等は、災害の発生を助長し、自然環境、生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めることとする。

22

第2章 盛土等及び斜面地の工作物の許可制度（第6条 ～ 第20条）

1 事業計画の事前審査と知事の許可

- ・第1章の2の（1）一定規模以上の盛土等を行う行為、（2）斜面地に一定規模以上の工作物を設置する行為は、着手する前に、事業計画が技術基準に適合することの審査を受け知事の許可を得ることが必要となる。
- ・施工時期、事業者が異なっても、一団の土地の区域において一体の計画とみなされるものは、合計して対象規模以上の盛土等又は工作物の設置を行う場合は、許可が必要とする。
（許可を不要とする事業）

安全性が担保されているものは、許可不要とする。

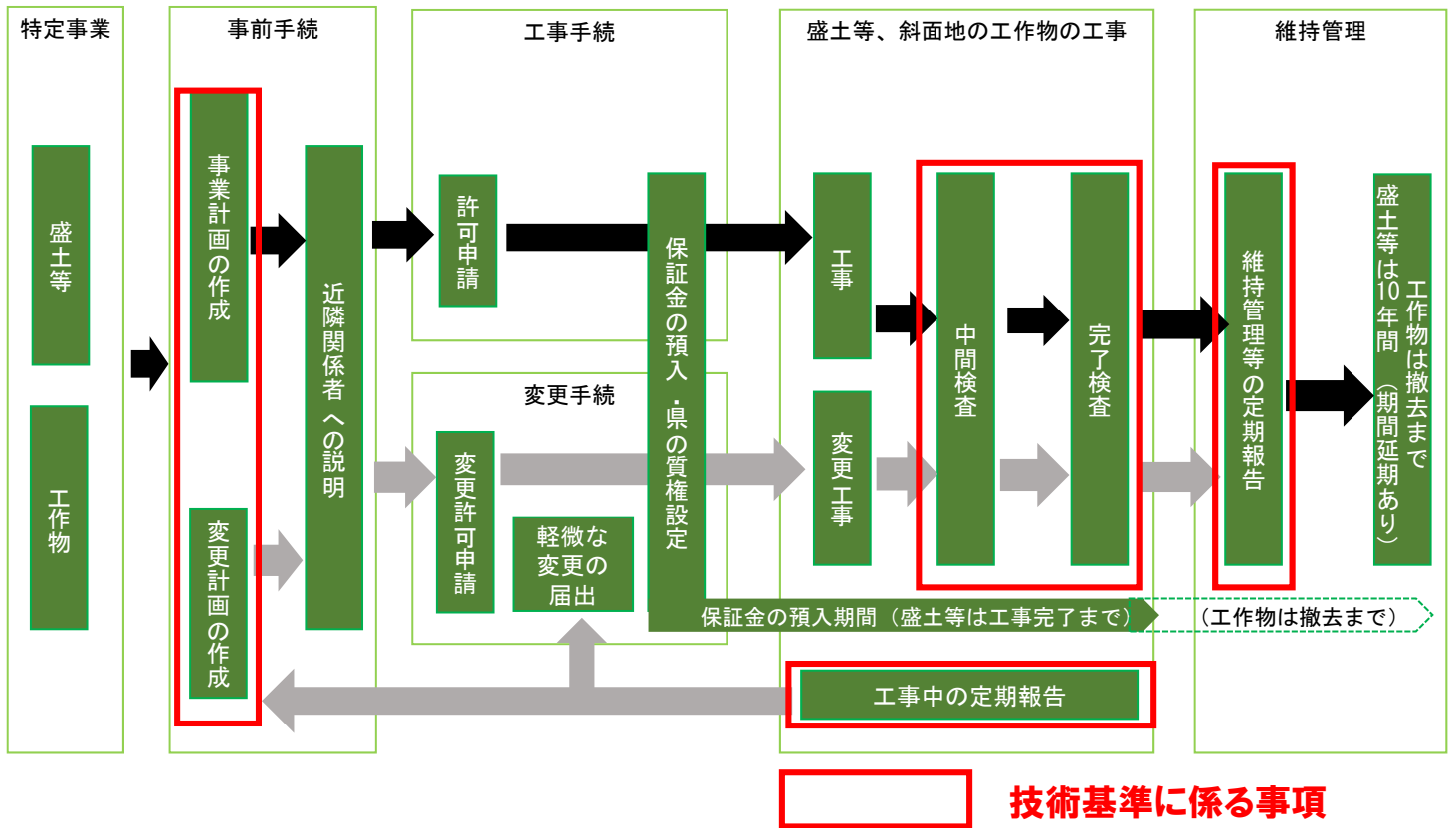
- ① 災害復旧のために必要な応急措置として行うもの
- ② 国、地方公共団体及び公共的団体が行うもの
- ③ 法令に基づく許認可において、条例の技術基準と同等以上の基準で審査されるもの
- ④ 通常の維持管理行為とみなせるもの（林業専用道、作業道の設置等）
- ⑤ 周囲に対し1m以上の高低差がないもの
- ⑥ 広い平坦地の仮置きで、周囲に影響を及ぼさないことを確認したもの

（許可手続きの緩和）

- ・許可を得ることが必要なものであって、他法令等の許認可と審査内容が重複するものは、当該許認可証を添付して、知事に届け出ることで許可申請があったものとみなす。

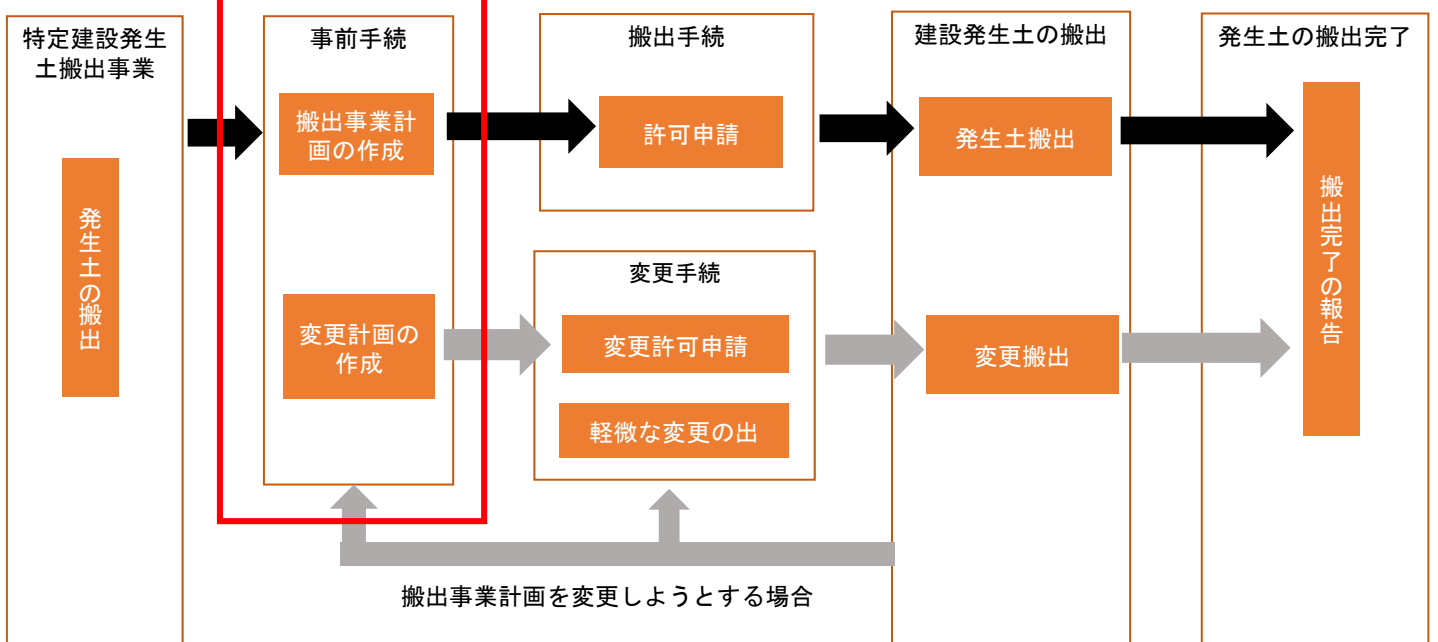
23

(1) 盛土等の施工及び斜面地の工作物の設置をする場合(第6条～第20条)



(2) 建設発生土を搬出する場合(第21条～第24条)

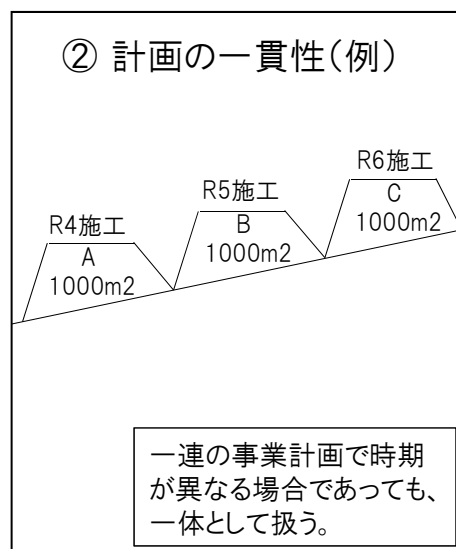
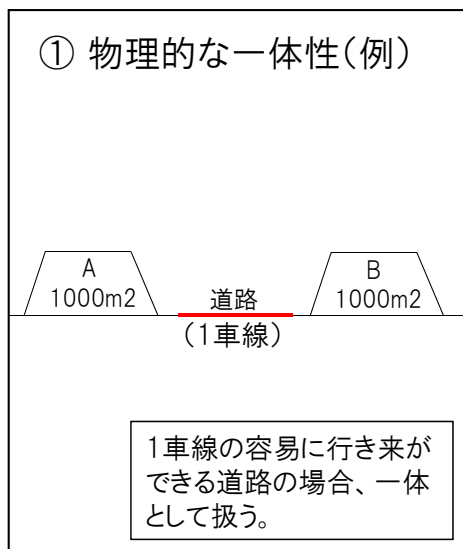
技術基準に係る事項



(判断基準)

一団の土地・一団の工作物であるかどうかの判断は、①物理的な一体性、②計画の一貫性によって行う。

- ①地形、地質または土地利用現況等からみて、一体として利用することが可能なひとまとまりの土地をいい、道路、小川等によって分断されていても、一体の土地として利用できると確認できる場合は、一の事業として扱う。
- ②事業時期が異なっても、事業の目的・性質等が相互に密接な関係を有することを確認できる場合は、一の事業として、規制規模要件を適用する。



参考文献:国土利用計画法 一問一答 土地利用取引規制編(改訂7版)

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例(案) 鳥取県

第2章 盛土等及び斜面地の工作物の許可制度(第6条 ~ 第20条)

2 近隣関係者への事前説明(第6条)

・事業者には、許可申請を行う前に、事業計画を近隣関係者に説明することを義務付け。

(近隣関係者)

- 隣接する土地の所有者等(土地の使用権原を有するもの)
- 上記の土地にある建築物の所有者等(建築物の使用権原を有するもの)
- 上記の土地に係る地元自治会に所属する関係住民

3 中間検査・完成検査(第12条、第13条)

・許可を受けた事業者には、知事の間接検査、完了検査を受けることを義務付け。

中間検査	事業完了時には確認できない「地盤の状態」、「埋設される排水設備の設置状況」、「工作物の基礎設置状況」について、各工程で、事業計画・技術基準への適合を確認します。中間検査に合格しなければ、次工程の工事に着手できない。
完成検査	事業完了時、事業計画・技術基準への適合を確認する。完了検査に合格しなければ、その土地や工作物の使用を認めない。

第2章 盛土等及び斜面地の工作物の許可制度（第6条 ～ 第20条）

4 定期的な報告（第15条）

・許可を受けた事業者には、知事への定期報告を義務付け。

事業実施中	施工状況等について、6月毎に報告
事業完了後	維持管理の状況等について、盛土等は10年間、工作物は撤去されるまでの間、1年毎に報告（完了検査により、撤去を確認できた仮置き盛土は対象外） （斜面に異変や維持管理の不備が確認された場合、安全が確保されるまで報告期間を延長）

5 保証金の預託（第17条～第20条）

・許可が必要なもののうち、不測の事態が起きた場合に大きな被害をもたらすおそれがあるものについて、金融機関に保証金を預託することを義務付け。（県は預託金に質権を設定）

対象	斜面地の盛土施工、工作物の設置
金額	「事業の工事費の5%」又は「事業区域面積1haあたり200万円」のいずれか高い額 （個人事業者及び中小企業者の場合は、事業期間(3年以上)に分割預託が可能）
使途	斜面の安全の確保、災害発生の防止等のために必要な措置を、事業者に代わって県が実施する場合の費用に充当
質権の解除	次の場合に、県が預託金に設定した質権を解除 盛土施工 ⇒ 完了検査に合格した場合 工作物設置 ⇒ 工作物が撤去された場合

28

第3章 建設発生土搬出の許可制度（第21条 ～ 第25条）

1 許可条件

・第1章の2の(3) 土量500m³以上の建設発生土の搬出は、搬出前に、知事の許可を得ることが必要。

○事業計画で、適切な搬出先があること等を審査。

○建設発生土搬出の完了を知事に報告することを義務付け。

○建設発生土トレーサビリティシステム※を利用する場合は、許可手続きを簡素化（事業計画書提出を省略し、手数料を免除）。

※ ICT(情報通信技術)を活用し、搬出元から搬出先まで正確に把握するシステム。現在、利用を想定しているシステムは、一般財団法人先端建設技術センターの「SSTRACE(エスエス・トレース)®」など。

（許可を不要とする事業）

・安全性が担保されているものは、許可不要とする。

- ① 災害復旧のために必要な応急措置として行うもの
- ② 国、地方公共団体及び公共的団体が行うもの
- ③ 法令に基づく許認可において、条例の技術基準と同等以上の基準で審査されるもの
- ④ 通常の維持管理行為とみなせるもの。（林業専用道、作業道の設置等）

29

第3章 建設発生土搬出の許可制度(第21条 ~ 第25条)

2 完了等の報告

・建設発生土の処分が完了した場合は、完了報告を義務付け。(不適切な残土処分を防止)

3 搬出量の変更に係る許可

・建設発生土の搬出が500m³未満であって、その後、数量が500m³を超えて搬出する場合は、搬出事業前までに、知事の許可が必要とする。

第4章 雑則(第26条 ~ 第33条)

1 巡視活動(第26条)

・土砂の不法投棄、無許可の工事等を監視するため、巡視員を配置して定期巡回等を行う。

2 報告の徴取及び立入調査(第27条)

・県は、必要に応じて事業者に対して報告や資料の提出を求め、立入調査を行う。

3 指導・助言(第28条)

・県は、必要に応じて事業者に対して指導・助言を行う。

4 勧告・公表(第29条)

・県は、斜面の安全確保、災害の発生防止、良好な自然環境又は生活環境の保全(以下「斜面の安全確保等」)のために必要な措置を事業者に対して勧告。事業者が、勧告に従わない場合はその旨と氏名・名称を公表。

第4章 雑則(第26条 ~ 第33条)

5 命令(第30条)

・県は、盛土等の施工、工作物の設置、建設残土の搬出により、斜面の安全確保等に支障が生じるおそれがある場合には、事業の停止、盛土・工作物の撤去その他斜面の安全確保等に必要措置を事業者に対して命ずる。

(命令の対象者)

- ・技術基準に従わない者
- ・無許可で事業を行った者
- ・災害発生などの危険を生じさせた者

6 許可台帳(第31条)

・県は、許可等、報告その他の事項に係る台帳を整備をするものとする。

7 手数料(第32条)

・許可申請、中間・完了検査等に係る手数料を徴収する。

区分	手数料の金額	
	盛土等	工作物
盛土等・斜面地の工作物設置の許可	78,000円 (変更58,000円)	100,000円 (変更73,000円)
中間検査	26,000円	
完了検査	26,000円	33,000円
建設発生土搬出の許可	10,000円 (変更6,000)	
許可台帳記載事項に係る証明書交付	650円	

第5章 罰則（第34条 ～ 第37条）

無許可で事業を行った者、県の命令に従わない者等に対し、罰則を適用

- ・2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（無許可の盛土等、工作物設置、命令違反等）
- ・50万円以下の罰金（虚偽の定期報告、無許可の建設発生土搬出、立入調査の拒否等）
- ・30万円以下の罰金（建設発生土搬出完了の報告をせず、又は虚偽の報告）

【条例の経過措置】

(1) 盛土等・工作物設置に係る技術基準・許可申請の適用

条例の施行日前に工事に着手している事業の扱い

＜他法令等により、条例の技術基準と同等程度の基準適合に係る審査がある場合＞

- ・事業計画の変更（盛土等の規模拡大等）までは、技術基準を適用せず、許可申請も不要
※完成盛土に上乘せして盛土する場合は、事業計画の変更と扱い、技術基準適合、許可申請が必要

＜技術基準の審査がない場合＞

- ・条例の施行日以後3か月を経過した日、又は、事業計画を変更した日のいずれかの早い日から技術基準を適用し、許可申請が必要

(2) 建設発生土搬出の許可申請の適用

- ・条例の施行日前に500m³の発生土搬出を伴う建設工事に着手している場合は、条例施行日以後1か月を経過した日から許可申請が必要
※建設発生土が500m³未満であったが、変更により500m³以上となった場合も同様

余白

余白

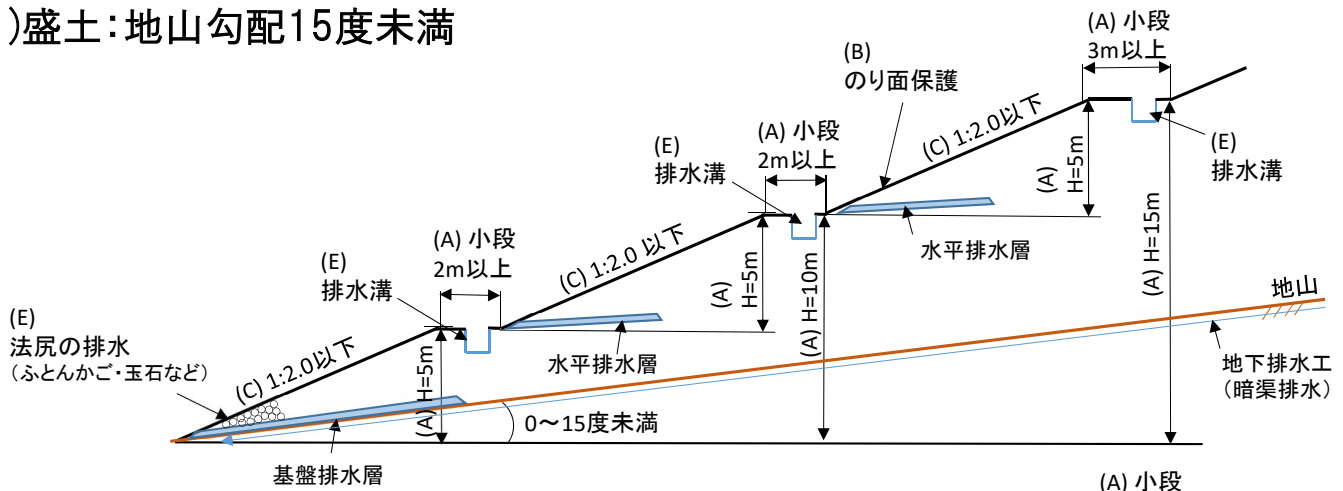
【盛土】

項目		鳥取県の条例に係る技術基準(案)	
(A)	盛土高	①10m未満	原則、安定計算を必要としない。
		②10m以上	安定計算を行うこと。(円弧すべり法等)
	段切り	・地山勾配が15度より急な場合には、高さ0.5m、幅1m以上の段切りを行うこと。	
	小段	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ5m毎に幅2mの小段。 ・既設盛土の上方へ盛土を行う場合、小段幅5m以上とすること。 ・盛土高さ15m毎に3m以上の小段を設けること。 	
(B)のり面保護		・盛土のり面保護のため、道路土工-盛土工指針により適切なのり面保護工を行うこと。	
(C)材料・勾配		<ul style="list-style-type: none"> ・第3種建設発生土^(※)以上であること。(基準強度$q_c > 400\text{kN/m}^2$) ・盛土のり面勾配は1:2.0以下。 <small>(※)通常の施工性が確保される粘性土及びこれに準ずるもの。</small> 	
(D)詳細な検討が必要な項目		<ul style="list-style-type: none"> ・現地踏査・簡易な地盤調査(SWS試験^(※)など)を行うこと。 <small>(※)スクリーウエイト貫入試験(旧スウェーデン式サウンディング試験)により換算N値や推定柱状図、換算地盤支持力が得られる。</small> ・簡易な地盤調査(SWS試験など)により不安定な地盤が確認された場合、ボーリング調査及び土質試験による詳細な調査を行うこと。 ・軟弱地盤、地山勾配15度以上の傾斜地地盤上への谷埋め盛土は、盛土高さに関わらず、調査に基づいた安定検討を行い、対策工を検討すること。 ・第三紀堆積岩類分布地などの地すべりの場合には、詳細な調査、検討を行うこと。 ・軟弱地盤の目安は、砂地盤でN値10以下、粘土地盤でN値4以下。 <small>参考文献:NEXCO設計要領土工編p5-5</small> 	

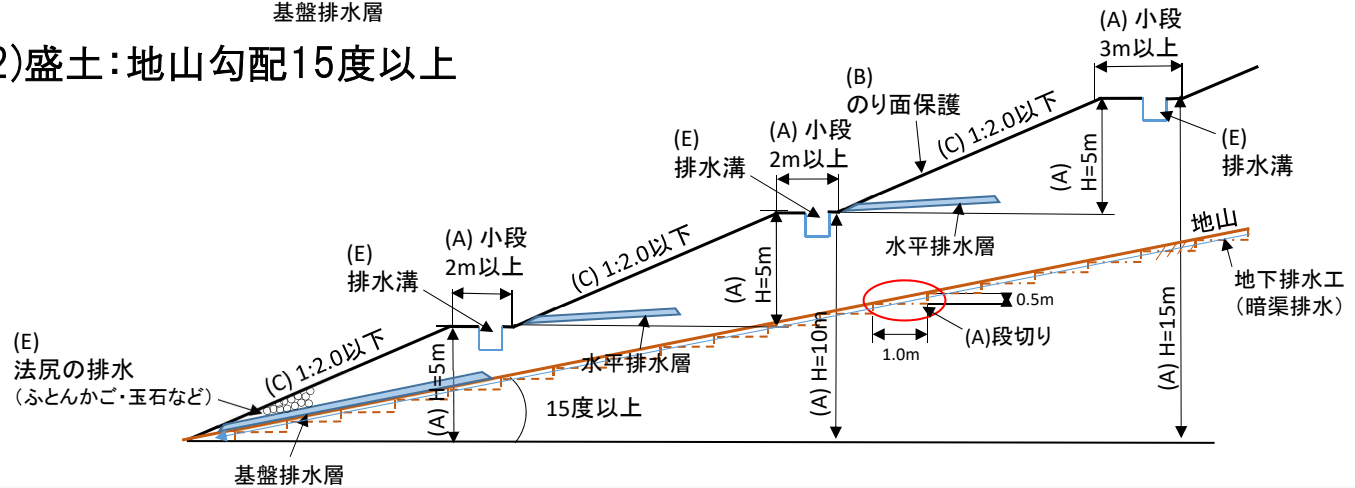
【盛土】

項目		鳥取県の条例に係る技術基準(案)	
(E)湧水・排水処理		<ul style="list-style-type: none"> ・盛土の法尻には排水性の良い材料(砂利、碎石、玉石)を用い、谷埋め盛土では段切り部を含めて地山の排水処理施設、谷中央部には暗渠の設置を行うこと。 ・高さ5m以上の粘性土盛土では、盛土内排水を設置すること。 	
(F)地震時の検討		<ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤、高盛土(15m以上)にあっては、地震時の安定計算を行うこと。 ・目標安全率:常時$F_s = 1.2$以上。地震時$F_s = 1.0$以上。 ・盛土のり高が15m以上を高盛土という。参考文献:宅地防災マニュアル解説p.128 	
(G)施工管理		<ul style="list-style-type: none"> ・盛土の転圧は、1層当り締固め仕上がり厚30cmとする。 ・施工中の排水処理を十分に行うこと。 	

(1) 盛土: 地山勾配15度未満

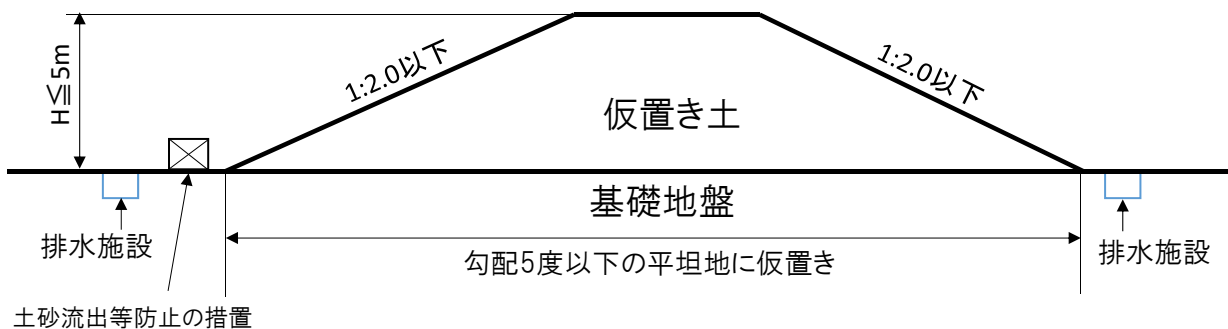


(2) 盛土: 地山勾配15度以上



【仮置き土】

項目	鳥取県の条例に係る技術基準(案)
高さ	・5m以下。
勾配	・のり勾配1:2.0以下。
仮置き場所	・勾配5度以下の平坦地とする。



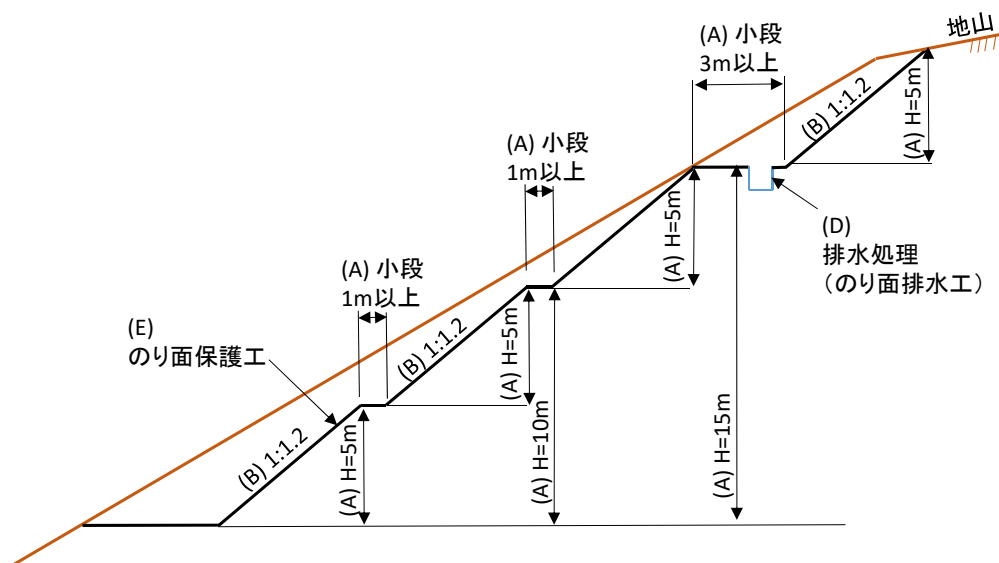
排水施設・土砂流出等防止は必要に応じて実施すること。

【切土】

項目		鳥取県の条例に係る技術基準(案)	
(A)	切土	①15m未満	原則、安定計算を必要としない。
		②15m以上	安定計算を行うこと。(円弧すべり法等)
	小段	<ul style="list-style-type: none"> ・切土高さ5m毎に幅1m以上の小段を取ること。 ・高さ15mを超える場合は、15m毎に3m以上の小段を設けることとする。 	
(B)	標準のり面勾配	<ul style="list-style-type: none"> ・標準のり面勾配は、道路土工-切土工・斜面安定工指針に示す地山の土質に応じた勾配とする。 	
(C)	詳細な検討が必要な現地条件	<ul style="list-style-type: none"> ・道路土工-切土工・斜面安定工指針を参照。 ・現地踏査・簡易な地盤調査(SWS試験など)を行うこと。 ・簡易な地盤調査(SWS試験など)により不安定な地盤が確認された場合、ボーリング調査及び土質試験による詳細な調査を行うこと。 ・鳥取県における特有な地質の分布地域においては、特に注意を払い、詳細な検討を行うこと。 ・風化の進行しやすい地質については、強度の低下を考慮して安定検討を行うこと。 ・第三紀堆積岩類分布地などの地すべりの場合には、詳細な調査、検討を行うこと。 	
(D)	湧水・排水処理	道路土工-切土工・斜面安定工指針を参照して、十分な排水処理を行うこと。	
(E)	のり面保護工	道路土工-切土工・斜面安定工指針を参照して、のり面の安全性を保つのにり面保護工を行うこと。	

盛土等の安全確保に係る技術基準(案)

切土(切土勾配1:1.2の例)



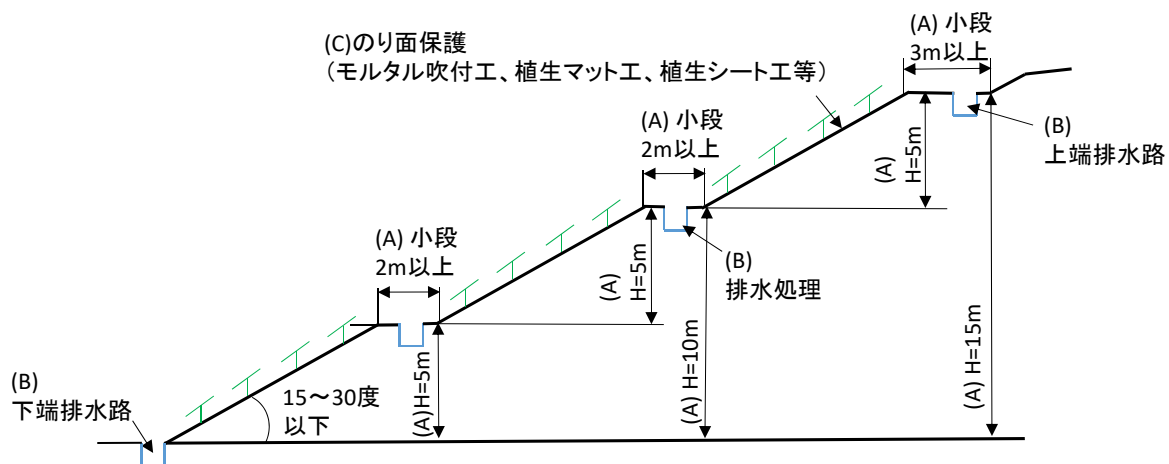
【斜面地の工作物】

項目	鳥取県の条例に係る技術基準(案)
(A)小段	<ul style="list-style-type: none"> ・高さ5m毎に小段2m以上設置すること。 ・高さ15m毎に3m以上の小段を設けること。
(B)湧水・排水処理	<ul style="list-style-type: none"> ・小段には排水溝を設置すること。 ・工作物設置区域の上端及び下端には排水溝を設置すること。 ・排水施設の計画に用いる雨量流出量の算出、洪水調節池の容量については、「鳥取県林地開発許可に係る技術基準等運用規定」によること。 ・地表が太陽光パネル等の不透水性の材料で覆われる箇所については、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を「1.0」とすること。
(C)のり面保護工	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、モルタル吹付工、植生基材マット工、植生マット工、植生シート工、防草シート工を基本とする。

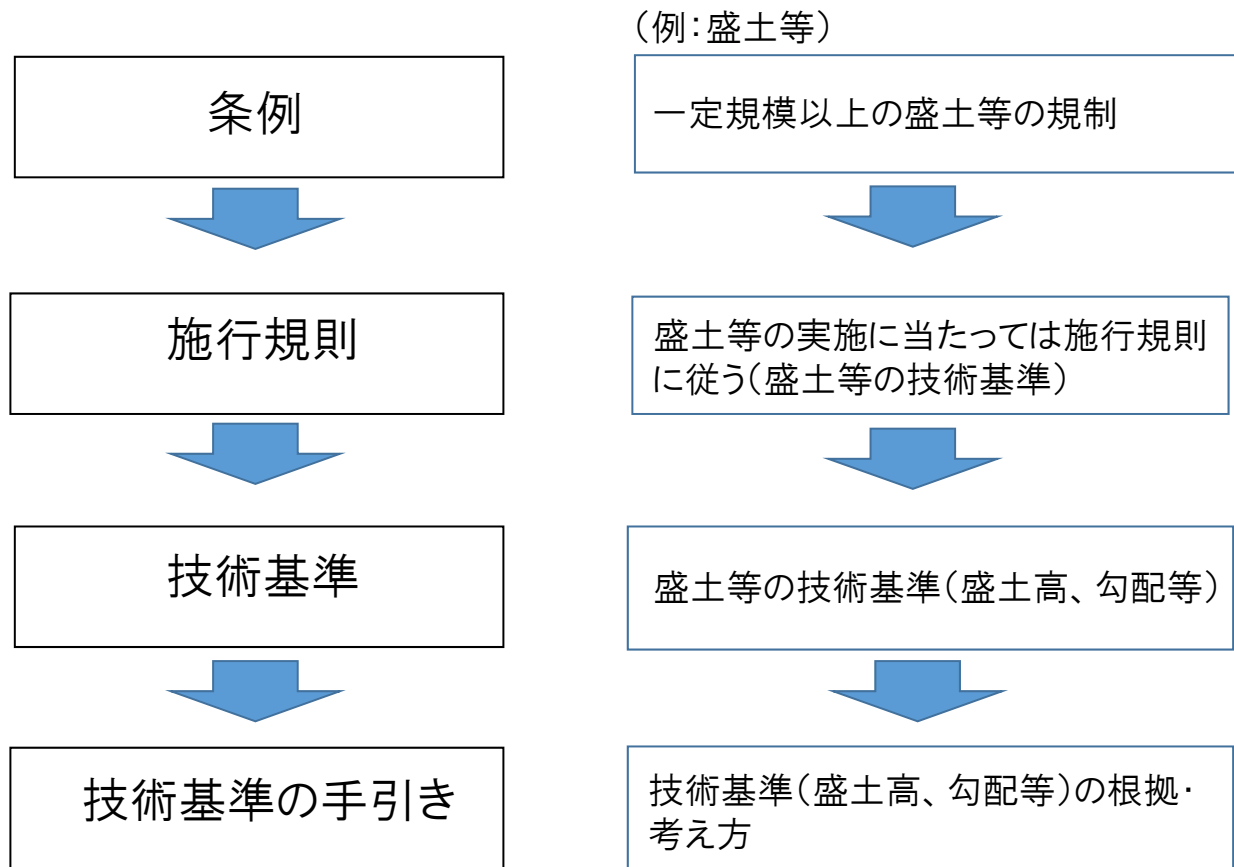
※一定規模以上の盛土等を伴う場合は、盛土・切土の技術基準が適用される。
 対象となる規模は面積2,000㎡以上、かつ高さ1m以上、又は高さ5m以上の盛土等。

盛土等の安全確保に係る技術基準(案)

【斜面地の工作物】



【盛土等の安全確保に係る技術基準及び手引きの構成】



【盛土等の安全確保に係る技術基準及び手引きの構成】

項目	主な内容
1 総説	<ul style="list-style-type: none"> ○本基準の趣旨 ○規制対象 ○一団の土地の区域・一団の工作物の区域の扱い など
2 盛土の構造	<ul style="list-style-type: none"> ○盛土構造(盛土高さ、のり勾配) ○小段、段切り、盛土材料、締固め、排水施設、のり面保護工 ○常時・地震時の安定検討 ○施工管理 ○仮置き土
3 切土の構造	<ul style="list-style-type: none"> ○切土構造(切土高さ、のり勾配) ○小段、排水施設、のり面保護工
4 特定工作物	<ul style="list-style-type: none"> ○斜面地に設置する工作物構造(高さ、のり勾配) ○小段、排水施設、のり面保護工
5 特定建設発生土	<ul style="list-style-type: none"> ○特定建設発生土搬出の許可手続き

8月11日(水) **第1回 盛土等安全確保アドバイザー会議**

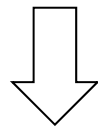
- ・条例策定の背景と目的
- ・アドバイザー会議要領の確認、座長選出
- ・条例骨子について

9月9日(木) **第2回 盛土等安全確保アドバイザー会議**

- ・鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例(案)
- ・盛土等の安全確保に係る技術基準(案)

9月29日(水) **第3回 盛土等安全確保アドバイザー会議** 中間とりまとめ

- ・鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例骨子(案)
- ・盛土等の安全確保に係る技術基準(案)



パブリックコメント・県民参画電子アンケート実施
(10月8日(金)~10月22日(金))

11月2日(火) **第4回 盛土等安全確保アドバイザー会議** 最終とりまとめ

- ・鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例(最終案)の確認
- ・盛土等の安全確保に係る技術基準(最終案)の確認

R4年5月1日
(出水期前) **鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の施行(予定)**

余白

余白